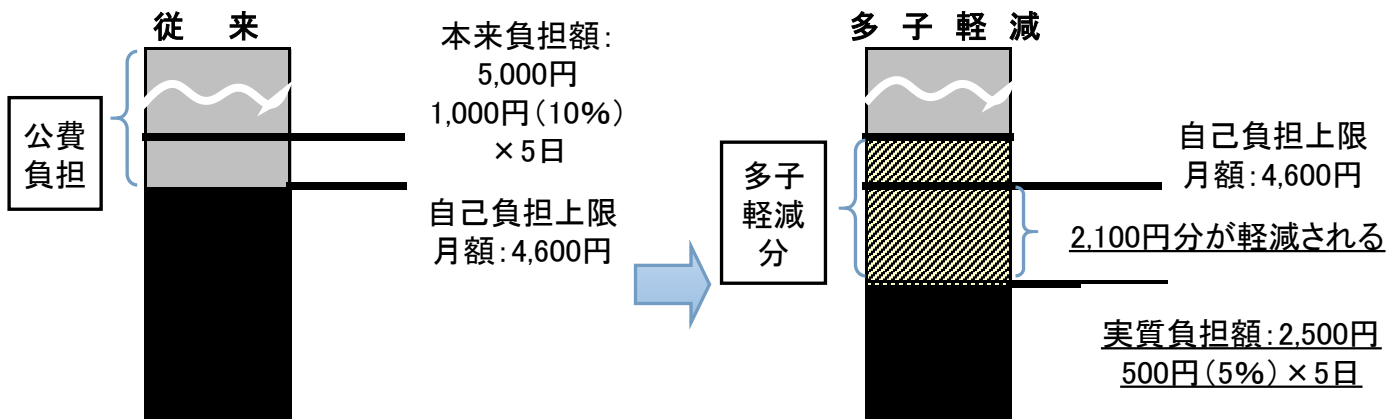


多子軽減措置により、第2子の場合は、自己負担額が、障害児通所支援に係る費用総額の100分の5の額に減額されます。

ただし、自己負担上限月額に変更はありません。そのため、利用日数や負担上限月額との関係で、従来の負担と変わらない場合もあります。

1 利用日数が少なく、負担が軽減されるケース

(例) 第2子の1日当たりの利用料が1,000円のサービスを5日利用しており、その自己負担割合が10%から5%になった場合

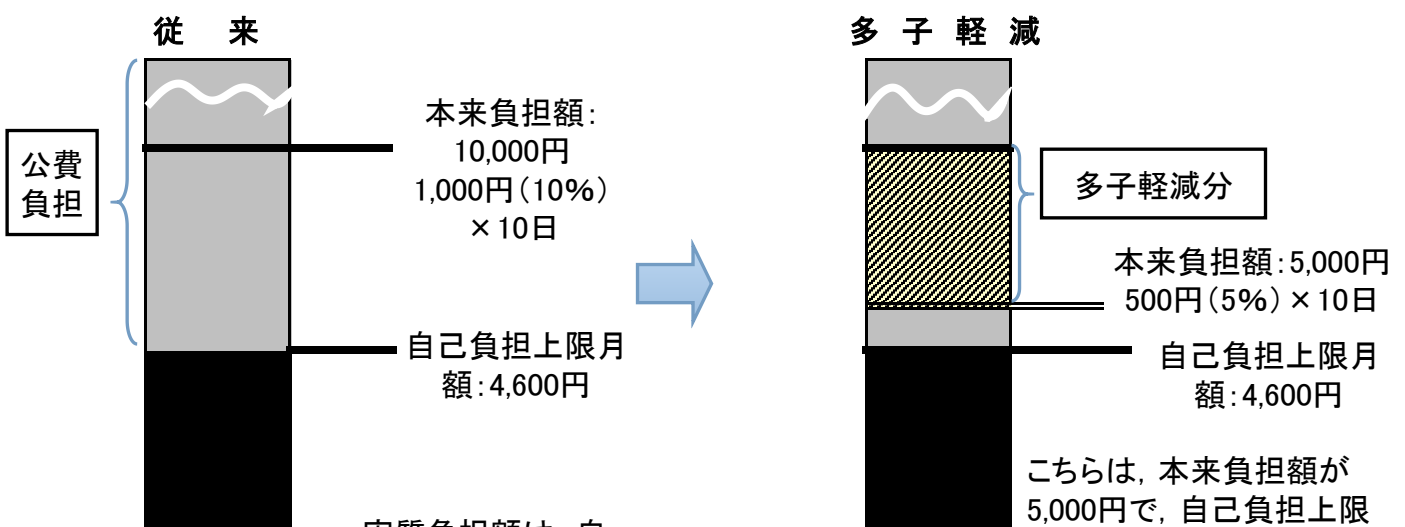


実質負担額は、自己負担上限月額の4,600円になります。

こちらは、実質負担額が、自己負担上限月額の4,600円を下回るため、実際の負担額は2,500円に軽減されます。

2 利用日数が多く、負担が変わらないケース

(例) 第2子の1日当たりの利用料が1,000円のサービスを10日利用しており、その自己負担割合が10%から5%になった場合



実質負担額は、自己負担上限月額の4,600円になります。

こちらは、本来負担額が5,000円で、自己負担上限月額を超えているため、実質負担額は、従来と同じ4,600円となり、負担は変わりません。